

○熊本県漁業調整規則

(令和2年11月30日規則第51号)

熊本県漁業調整規則をここに公布する。

熊本県漁業調整規則

熊本県漁業調整規則(昭和40年熊本県規則第18号の2)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条―第3条)

第2章 漁業の許可(第4条―第31条)

第3章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置(第32条―第54条)

第4章 漁業の取締り(第55条―第58条)

第5章 雑則(第59条―第64条)

第6章 罰則(第65条―第68条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)、水産資源保護法(昭和26年法律第313号)その他漁業に関する法令と相まって、熊本県における水産資源の保護培養及び漁業調整を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的とする。

(県内に住所を有しない者の申請)

第2条 県内に住所を有しない者は、第4条第1項第6号に掲げる流し網漁業又は同項第7号に掲げるげんしき網漁業について、第8条第1項の申請書を知事に提出しようとする場合には、その住所の所在する都道府県の知事の意見書を添えなければならない。

(代表者の届出)

第3条 法第5条第1項の規定による代表者の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

(1) 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 代表者として選定された者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)

第2章 漁業の許可

(知事による漁業の許可)

第4条 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業(第8号、第11号、第13号、第19号及び第21号から第23号までに掲げる漁業にあつては、組

合員行使権者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。)を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。

- (1) もじゃこ漁業 海面においてもじゃこ(全長 15 センチメートル以下のぶりをいう。)をとることを目的とする漁業(中型まき網漁業を除く。)
- (2) うなぎ稚魚漁業 うなぎの稚魚(全長 13 センチメートル以下のうなぎをいう。)をとることを目的とする漁業
- (3) 小型まき網漁業 海面において総トン数 5 トン未満の船舶を使用して小型まき網により行う漁業(第 1 号に掲げるもじゃこ漁業を除く。)
- (4) 機船船びき網漁業 海面において機船船びき網により行う漁業(第 1 号に掲げるもじゃこ漁業を除く。)
- (5) 吾智^{ごち}網漁業 海面において吾智網により行う漁業
- (6) 流し網漁業 海面において流し網により行う漁業(次号に掲げるげんしき網漁業を除く。)
- (7) げんしき網漁業 海面においてげんしき網により行う漁業
- (8) 固定式刺し網漁業 海面において固定式刺し網により行う漁業
- (9) 囲い刺し網漁業 海面において囲い刺し網(まき刺し網を含む。)により行う漁業
- (10) 三角網漁業 海面において三角網により行う(三角網を押し出す場合を含む。)漁業
- (11) 敷き網漁業 海面において敷き網により行う漁業
- (12) すくい網漁業 海面においてすくい網(集魚灯を利用するものに限る。)により行う漁業
- (13) まち網漁業 海面においてまち網により行う漁業
- (14) からつりなわ漁業 海面においてからつりなわにより行う漁業
- (15) しいらづけ漁業 海面においてしいらづけにより行う漁業(中型まき網漁業及び第 3 号に掲げる小型まき網漁業を除く。)
- (16) 柴漬^{しば}け漁業 海面において柴漬けにより行う漁業
- (17) たこつぼ漁業 海面においてたこつぼ(貝殻を使用するものを含む。)により行う漁業
- (18) 筒漁業 海面において筒(せんを含む。)により行う漁業
- (19) かご漁業 海面においてかごにより行う漁業
- (20) 潜水器漁業 海面において潜水器(簡易潜水器を含む。)により行う漁業
- (21) かつら網漁業 海面においてかつら網により行う漁業
- (22) 地びき網漁業 海面において地びき網により行う漁業
- (23) 小型定置網漁業 海面において小型定置網により行う漁業

2 前項の許可は、法第 57 条第 1 項の農林水産省令で定める漁業又は前項第 1 号から第 20 号までに掲げる漁業(同項第 2 号に掲げるうなぎ稚魚漁業及び同項第 20 号に掲げる潜

水器漁業にあつては、船舶等を使用するものに限る。第8条第1項において同じ。)にあつては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに受けなければならない。

(許可を受けた者の責務)

第5条 知事許可漁業について許可を受けた者は、資源管理を適切にするために必要な取組を自ら行うとともに、漁業の生産性の向上に努めるものとする。

(起業の認可)

第6条 許可を受けようとする者であつて現に船舶等を使用する権利を有しないものは、船舶等の建造又は製造に着手する前又は船舶等を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶等を使用する権利を取得する前に、船舶等ごとに、あらかじめ起業につき知事の認可を受けることができる。

第7条 前条の認可(以下「起業の認可」という。)を受けた者がその起業の認可に基づいて許可を申請した場合において、申請の内容が認可を受けた内容と同一であるときは、知事は、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならない。

2 起業の認可を受けた者が、認可を受けた日から知事の指定した期間内に許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日に、その効力を失う。

(許可又は起業の認可の申請)

第8条 許可又は起業の認可を受けようとする者は、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業又は第4条第1項第1号から第20号までに掲げる漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所所在地)

(2) 知事許可漁業の種類

(3) 操業区域、漁業時期、漁獲物の種類及び漁業根拠地

(4) 漁具の種類、数及び規模

(5) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数

(6) その他参考となるべき事項

2 知事は、前項の申請書のほか、許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

(許可又は起業の認可をしない場合)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、許可又は起業の認可をしてはならない。

(1) 申請者が次条第1項に規定する適格性を有する者でない場合

(2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合

- 2 知事は、前項の規定により許可又は起業の認可をしないときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。
(許可又は起業の認可についての適格性)

第10条 許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。
 - (2) 暴力団員等であること。
 - (3) 法人であって、その役員又は漁業法施行令(昭和25年政令第30号)で定める使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるものであること。
 - (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。
 - (5) 許可を受けようとする船舶等が知事の定める基準を満たさないこと。
- 2 知事は、前項第5号の基準を定め、又は変更しようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

(新規の許可又は起業の認可)

第11条 知事は、許可(第7条第1項及び第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)又は起業の認可(第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

- (1) 漁業種類(知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類、その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。)
 - (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数
 - (3) 推進機関の馬力数
 - (4) 操業区域
 - (5) 漁業時期
 - (6) 漁業を営む者の資格
- 2 前項の申請すべき期間は、1月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、1月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をすれば当該知事許可漁業の操業の時機を失し、当該知事許可漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りでない。

- 3 知事は、第1項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 第1項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、知事は、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。
- 5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第1項の規定により公示した船舶等の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。
- 6 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。
- 7 第4項の規定により許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が第1項の規定により公示した漁業者の数を超える場合においては、第4項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。
- 8 許可又は起業の認可の申請をした者が当該申請をした後に死亡し、又は合併により解散し、若しくは分割(当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、その相続人(相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者)、当該合併後存続する法人若しくは当該合併によって成立した法人又は当該分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継する。
- 9 前項の規定により許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(公示における留意事項)

第12条 知事は、漁獲割当ての対象となる特定水産資源の採捕を通常伴うと認められる知事許可漁業について、前条第1項の規定による公示をするに当たっては、当該知事許可漁業において採捕すると見込まれる水産資源の総量のうちに漁獲割当ての対象となる特定水産資源の数量の占める割合が知事が定める割合を下回ると認められる場合を除き、船舶等の数及び船舶の総トン数その他の船舶等の規模に関する制限措置を定めないものとする。

(許可等の条件)

第13条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可をするに当たり、許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

- 2 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可後、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可に条件を付けることができる。
- 3 知事は、前項の規定により条件を付けようとするときは、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 4 第2項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(継続の許可又は起業の認可等)

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

- (1) 許可(知事が指定する漁業に係るものに限る。第4号において同じ。)を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、その許可を受けた船舶と同一の船舶について許可を申請したとき。
 - (2) 許可を受けた者が、その許可の有効期間中に、その許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。
 - (3) 許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から6月以内(その許可の有効期間中に限る。)に他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。
 - (4) 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者が、当該船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。
- 2 前項第1号の申請は、従前の許可の有効期間の満了日の3月前から1月前までの間にしなければならない。ただし、当該知事許可漁業の状況を勘案し、これによることが適当でないと思認められるときは、知事が定めて公示する期間内に申請をしなければならない。

(許可の有効期間)

第15条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第1項(第1号を除く。)の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

- (1) 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業及び第4条第1項第3号から第23号までに掲げる漁業 5年
- (2) 第4条第1項第1号及び第2号に掲げる漁業 1年

2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

(変更の許可)

第 16 条 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、第 11 条第 1 項各号に掲げる事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、知事許可漁業を営もうとするときは、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 漁業種類

(3) 知事許可漁業の許可又は起業の認可の番号

(4) 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた年月日

(5) 変更の内容

(6) 変更の理由

3 知事は、前項の規定による申請があった場合において必要があるときは、変更の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

(相続又は法人の合併若しくは分割)

第 17 条 許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割(当該許可又は起業の認可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、その相続人(相続人が 2 人以上ある場合においてその協議により知事許可漁業を営むべき者を定めたときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人又は分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から 2 月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(許可等の失効)

第 18 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、許可又は起業の認可は、その効力を失う。

(1) 許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止したとき。

(2) 許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。

(3) 許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失ったとき。

2 許可又は起業の認可を受けた者は、前項各号のいずれかに該当することとなったときは、その日から 2 月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

- 3 第1項の規定によるほか、許可を受けた者が当該許可に係る知事許可漁業を廃止したときは、当該許可は、その効力を失う。この場合において、許可を受けた者は、当該許可に係る知事許可漁業を廃止した日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(休業等の届出)

第19条 許可を受けた者は、1漁業時期以上にわたって休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ知事に届け出なければならない。

- 2 許可を受けた者は、前項の休業中の漁業につき就業しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

(休業による許可の取消し)

第20条 知事は、許可を受けた者がその許可を受けた日から6月間又は引き続き1年間休業したときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。

- 2 許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第23条第1項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第119条第1項若しくは第2項の規定に基づく命令、法第120条第1項の規定による指示、同条第11項の規定による命令、法第121条第1項の規定による指示又は同条第4項において読み替えて準用する法第120条第11項の規定による命令により知事許可漁業を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。

- 3 第1項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。

(資源管理の状況等の報告)

第21条 許可を受けた者は、次の表の左欄に掲げる知事許可漁業の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる期限までに、次項各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

知事許可漁業の種類	期 限
中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業及び第4条第1項第3号から第23号までに掲げる漁業	漁業時期が終了する月の翌月の10日まで(漁業時期が終了する月の翌月が1月の場合にあつては、同月の20日まで)
もじゃこ漁業及びうなぎ稚魚漁業	漁業時期の終了後30日以内

- 2 前項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 許可を受けた者の氏名(法人にあつては、その名称)
- (2) 許可番号
- (3) 報告の対象となる期間
- (4) 漁獲量その他の漁業生産の実績
- (5) 漁業の方法、操業日数、操業区域その他の操業の実績
- (6) 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況

(7) その他必要な事項

(適格性の喪失等による許可等の取消し等)

第22条 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が第9条第1項第2号又は第10条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を取り消さなければならない。

2 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

3 知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(公益上の必要による許可等の取消し等)

第23条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(許可証の交付)

第24条 知事は、許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

(1) 許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)

(2) 許可番号

(3) 漁業種類

(4) 操業区域及び漁業時期

(5) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数

(6) 許可の有効期間

(7) 条件

(8) その他参考となるべき事項

(許可証の備付け等の義務)

第25条 許可を受けた者は、当該許可に係る漁業を操業するときは、許可証を当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者(船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者をいう。以下同じ。)に携帯させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が当該許可に係る漁業を操業するときは、知事はその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証

明した許可証の写しを、当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者に携帯させれば足りる。

3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。

(許可証の譲渡等の禁止)

第 26 条 許可を受けた者は、許可証又は前条第 2 項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可証の書換え交付の申請)

第 27 条 許可を受けた者は、許可証の記載事項に変更が生じたとき(船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあつては、その工事が終わったとき又は機関換装の終わったとき)は、速やかに、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 漁業種類

(3) 許可を受けた年月日及び許可番号

(4) 書換えの内容

(5) 書換えを必要とする理由

(許可証の再交付の申請)

第 28 条 許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は毀損したときは、速やかに、理由を付して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

(許可証の書換え交付及び再交付)

第 29 条 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

(1) 第 13 条第 2 項の規定により許可に条件を付け、又は同条第 1 項若しくは第 2 項の規定により付けた条件を変更し、若しくは取り消したとき。

(2) 第 16 条第 1 項の許可(船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係る許可を除く。)をしたとき。

(3) 第 17 条第 2 項の規定による届出があつたとき。

(4) 第 22 条第 2 項又は第 23 条第 1 項の規定により、許可を変更したとき。

(5) 第 27 条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。

(許可証の返納)

第 30 条 許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

- 2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。
- 3 許可を受けた者が死亡し、又は合併以外の事由により解散し、若しくは合併により消滅したときは、その相続人、清算人又は合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人の代表者が前2項の手続をしなければならない。
(許可番号を表示しない船舶の使用禁止)

第31条 小型機船底びき網漁業又は吾智網漁業の許可を受けた者は、当該許可に係る船舶の外部の両舷側の中央部に別記第1号様式による許可番号を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

- 2 小型機船底びき網漁業又は吾智網漁業の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、前項の規定によりした表示を消さなければならない。

第3章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置

(漁業の禁止)

第32条 何人も、海面において、次に掲げる漁業の方法により営む漁業を営んではならない。

- (1) からつりこぎ(文鎮こぎを含む。)
- (2) 沖縄式追い込み網
- (3) 狩り刺し網(ぼら、このしろ、ぶり、さより、きびなご及びひいらぎ(別名しいば)をとることを目的とするものを除く。)

(内水面における水産動植物の採捕の許可)

第33条 内水面において次に掲げる漁具又は漁法によって水産動植物を採捕しようとする者は、当該漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。

- (1) 敷き網(四つ手網(ろを設けるものを含む。)、くもで網、踏揚網及び江張網をいう。第42条及び第43条第2項の表において同じ。)

- (2) 刺し網(まき刺し網、追掛網及び追込網を含む。第35条第2項第9号において同じ。)

- (3) 張網(定置網漁法をいう。第43条第2項の表において同じ。)

- (4) やな

- (5) えり

- (6) なわ場

- (7) うけ(せきうけ、かいうけを含む。第36条第2項の表において同じ。)

- (8) 魚ぜき

- (9) せん漁法

- (10) 漬漁法

- (11) 投網

(12) いた付場漁法

- 2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
 - (1) 第4条第1項の許可を受けた者が当該許可に基づいて採捕する場合
 - (2) 漁業権又は組合員行使権を有する者がこれらの権利に基づいて採捕する場合
 - (3) 法第170条第1項の遊漁規則に基づいて採捕する場合
- 3 第1項の許可(以下この条において「採捕の許可」という。)を受けようとする者は、漁具又は漁法ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
 - (1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 採捕の種類
 - (3) 採捕する区域、期間及び水産動植物の種類
 - (4) 漁具の数及び規模
 - (5) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
 - (6) 採捕に従事する者の氏名及び住所
 - (7) その他参考となるべき事項
- 4 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、採捕の許可をしてはならない。
 - (1) 申請者が第10条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する者である場合
 - (2) 漁業調整のため必要があると認める場合
- 5 採捕の許可の有効期間は、3年とする。ただし、漁業調整のため必要があると認められるときは、知事は、3年を超えない範囲内で、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その期間を別に定めることができる。
- 6 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割(当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、当該許可は、その効力を失う。
- 7 知事は、採捕の許可を受けた者がその許可を受けた日から6月間又は引き続き1年間、その許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕しないときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。
- 8 採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第13項において準用する第23条第1項の規定により採捕の許可の効力を停止された期間及び法第120条第1項の規定による指示若しくは同条第11項の規定による命令により第1項各号に掲げる漁具又は漁法による水産動植物の採捕を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。
- 9 知事は、採捕の許可をしたときは、申請者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。
 - (1) 採捕の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)

- (2) 採捕に従事する者の氏名及び住所
 - (3) 使用する船舶の名称及び漁船登録番号
 - (4) 許可の有効期間
 - (5) 条件
 - (6) その他参考となるべき事項
- 10 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、前項の許可証を自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させなければならない。
- 11 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、知事はその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させれば足りる。
- 12 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。
- 13 第8条第2項、第9条第2項及び第3項、第13条、第20条第3項、第22条、第23条並びに第26条から第30条までの規定は、採捕の許可について準用する。

(保護水面における採捕の禁止)

第34条 何人も、次の表の左欄に掲げる保護水面(水産資源保護法第18条第1項の規定により指定されたものをいう。)の区域において、それぞれ同表の右欄に掲げる水産動植物を採捕してはならない。

保護水面の区域		水産動植物
1 黒島保護水面 次の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 (1) 熊本県天草市牛深町字黒島1番1の南西部に管理者が設置した標柱の位置(基点1(北緯32度11分3秒東経130度0分49秒の点)) (2) 基点1から277度30分(真方位表示による。以下同じ。)、560メートルの点(北緯32度11分6秒東経130度0分28秒の点) (3) 基点2から205度30分、518メートルの点(北緯32度10分46秒東経130度0分46秒の点) (4) 基点2から155度、170メートルの点(北緯32度10分56秒東経130度0分57秒の点) (5) 熊本県天草市牛深町字黒島1番1の南部に管理者が設置した標柱の位置(基点2(北緯32度11分1秒東経130度0分55秒の点))	全ての水産動植物	
2 富岡保護水面 次の(1)、(2)、(3)、(4)の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線	あわび、さざえ及び水	

<p>とによって囲まれた区域</p> <p>(1) 熊本県天草郡苓北町富岡字惣引 1935 番 2 に管理者が設置した標柱の位置(基点 1(北緯 32 度 31 分 26 秒東経 130 度 1 分 19 秒の点))</p> <p>(2) 基点 1 から 230 度、380 メートルの点(北緯 32 度 31 分 18 秒東経 130 度 1 分 7 秒の点)</p> <p>(3) 基点 2 から 216 度、300 メートルの点(北緯 32 度 31 分 11 秒東経 130 度 1 分 23 秒の点)</p> <p>(4) 熊本県天草郡苓北町富岡字鳥帽子崎 2014 番 1 に管理者が設置した標柱の位置(基点 2(北緯 32 度 31 分 19 秒東経 130 度 1 分 30 秒の点))</p>	産植物
<p>3 深海保護水面</p> <p>次の(1)、(2)、(3)、(4)の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>(1) 熊本県天草市深海町字二夕俣 3104 番の南端に管理者が設置した標柱の位置(基点 1(北緯 32 度 15 分 34 秒東経 130 度 6 分 42 秒の点))</p> <p>(2) 基点 1 から 122 度、430 メートルの点(北緯 32 度 15 分 27 秒東経 130 度 6 分 56 秒の点)</p> <p>(3) 基点 2 から 122 度 30 分、270 メートルの点(北緯 32 度 15 分 8 秒東経 130 度 6 分 33 秒の点)</p> <p>(4) 熊本県天草市深海町字猪行田 1 番の南端に管理者が設置した標柱の位置(基点 2(北緯 32 度 15 分 13 秒東経 130 度 6 分 24 秒の点))</p>	わかめ及びひとえぐさを除く水産動植物
<p>4 高道保護水面</p> <p>次の(1)、(2)、(3)、(4)及び(1)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点 熊本県玉名市岱明町高道字大相 3107 番 2 の地先に管理者が設置した標柱の位置(北緯 32 度 53 分 20 秒東経 130 度 30 分 33 秒の点)</p> <p>(1) 基点から 200 度、1,070 メートルの点(北緯 32 度 52 分 48 秒東経 130 度 30 分 19 秒の点)</p> <p>(2) 基点から 210 度、2,035 メートルの点(北緯 32 度 52 分 23 秒東経 130 度 29 分 53 秒の点)</p> <p>(3) 基点から 213 度、2,020 メートルの点(北緯 32 度 52 分 26 秒東経 130 度 29 分 50 秒の点)</p> <p>(4) 基点から 205 度、1,040 メートルの点(北緯 32 度 52 分 50 秒東経 130 度 30 分 16 秒の点)</p>	あさり
<p>5 文政保護水面</p> <p>次の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)及び(1)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点 熊本県八代市鏡町北新地字参番割 594 番 1 に管理者が設置した標柱の位置(北緯 32 度 34 分 44 秒東経 130 度 35 分 35 秒の点)</p> <p>(1) 基点から 305 度、870 メートルの点(北緯 32 度 35 分 1 秒東経 130 度</p>	あさり

35分8秒の点)

- (2) 基点から283度30分、1,000メートルの点(北緯32度34分52秒東経130度34分58秒の点)
- (3) 基点から290度15分、1,590メートルの点(北緯32度35分3秒東経130度34分38秒の点)
- (4) 基点から292度、1,715メートルの点(北緯32度35分6秒東経130度34分34秒の点)
- (5) 基点から299度、1,650メートルの点(北緯32度35分11秒東経130度34分40秒の点)
- (6) 基点から294度、1,283メートルの点(北緯32度35分2秒東経130度34分50秒の点)

(漁具漁法の制限及び禁止)

第35条 何人も、海面において、次に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕してはならない。

- (1) 水中に電流を通じてする漁法
- (2) ポンプを使用して生ずる水流を利用する漁法
- (3) 水中銃(発射装置を有する漁具)
- (4) 集魚灯を利用してする漁法。ただし、天草海(別表で定める区域をいう。次号及び第46条の表において同じ。)、不知火海(別表で定める区域をいう。次号、第38条の表及び第46条の表において同じ。)及び天草有明海(別表で定める区域をいう。第46条の表において同じ。)において中型まき網漁業、小型まき網漁業、敷き網漁業、地びき網漁業、固定式刺し網漁業(きびなご刺し網漁業に限る。)及びすくい網漁業の許可に基づいて採捕する場合並びに一本釣り漁業により採捕する場合を除く。
- (5) 火光その他照明装置を利用してするほこつき(やす又はもりを使用する場合を含む。)及びひっかけ。ただし、有明海(別表で定める区域をいう。)、天草海並びに不知火海(天草市、上天草市、宇城市三角町及び同市不知火町の地先海面のうち、最大高潮時海岸線から3,000メートル以内の区域において採捕する場合を除く。)

2 何人も、内水面において、次に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- (1) 発射装置を有する漁具
- (2) びん(ガラス製品、陶製品、金属製品及び化学製品のものをいう。)漬、おけ漬及び箱漬
- (3) う飼い
- (4) 提灯たぶ(別名いなあみ又は地獄網。ただし、第4条第1項第2号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可に基づいて採捕する場合を除く。)
- (5) さかうけ
- (6) 流水を枯渇させ、又は著しく減少させる漁法

- (7) 潜水引掛
- (8) からから(別名弓張、川掃除又はばたばた(へらびき及びびうづなを含む。))
- (9) 二重以上の網地をもって構成する刺し網
- (10) 地びき網及び船びき網
- (11) 水中に電流を通じてする漁法
- (12) 球磨川水系における火光利用漁法(第4条第1項第2号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可に基づいて採捕する場合を除く。)
- (13) 球磨川水系における夜堀

第36条 海面において、次の表の左欄に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる範囲でなければならない。

漁具又は漁法	範囲
手繰網(しびら手繰網を除く。)、 小手繰網及び沖手繰網	網目 15センチメートルにつき18節以下
どうしゅ手繰網	網目 15センチメートルにつき10節以下 網具の全長 26メートル以下 同時に使用する網具の数 1統
えびこぎ網及び一本手繰網	網目 15センチメートルにつき17節以下 同時に使用する網具の数 1統
貝けた網及びなまこけた網	網目 15センチメートルにつき9節以下 けたの幅 1.7メートル以下 同時に使用する網具の数 2統以下
ビームを有する打瀬網	網目 15センチメートルにつき15節以下 ビームの長さ 6メートル以下 同時に使用する網具の数 7統以下
打瀬網	網目 15センチメートルにつき15節以下 網具の全長 21メートル以下 同時に使用する網具の数 1統
しお打瀬網	網目 15センチメートルにつき15節以下 ビームの長さ 10メートル以下 同時に使用する網具の数 1統
えびけた打瀬網	網目 15センチメートルにつき14節以下 けたの幅 1.2メートル以下 同時に使用する網具の数 20統以下
いか打瀬網	網目 15センチメートルにつき8節以下 網具の全長 84メートル以下 同時に使用する網具の数 1統
吾智網	網目 15センチメートルにつき9節以下
えび流し網	網目 15センチメートルにつき12節以下
げんしき網	網目 15センチメートルにつき12節以下

2 内水面において、次の表の左欄に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる範囲でなければならない。ただし、第4条第1項第2号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

漁具又は漁法	範囲
網漁具	網目 15センチメートルにつき30節以下
うけ	うけ具の直径又は方径 1メートル以下

第37条 何人も、内水面において、あゆがっくり掛により、6月1日から9月30日までの期間内は、水産動物を採捕してはならない。ただし、次の表の第1欄に掲げる水系に属する同表の第2欄に掲げる河川にあつては、同表の第3欄に掲げる期間中、同表の第4欄に掲げる区域内においては、この限りでない。

水系	河川名	期間	区域
球磨川	球磨川	8月1日から 9月30日まで	球磨郡錦町錦大橋下流端から下流右岸同郡相良村、左岸同郡錦町木綿葉大橋上流端までの内水面
			万江川吐合口(左岸人吉市中神町小柿第1排水樋管排水口上流側境界線とその延長線上の右岸同町に設置した標柱とを結んだ線)から下流同町天狗橋上流端までの内水面
			右岸球磨郡球磨村、左岸葦北郡芦北町大瀬橋下流端から下流右岸球磨郡球磨村、左岸葦北郡芦北町大野大橋上流端までの内水面
	川辺川		球磨郡相良村六藤橋下流端から下流同村観音橋上流端までの内水面
			球磨郡相良村境田橋下流端から下流同村柳瀬橋上流端までの内水面

(禁止区域等)

第38条 何人も、次の表の左欄に掲げる漁業は、同表の中欄に掲げる期間中、それぞれ同表の右欄に掲げる区域内において操業してはならない。

漁業種類	禁止期間	禁止区域
えびかき漁業	7月15日から 8月20日まで	次の(1)から(3)までの点を順次に結んだ線、(4)の点と(5)の点を結んだ線及び(2)の点から(1)の点を見通した線の延長線以北の不知火海 (1) 八代市加賀島山頂 (2) 八代市三ツ島(中島) (3) 宇城市三角町戸馳島南端 (4) 宇城市三角町戸馳戸馳大橋東側取付基部 (5) 宇城市三角町黒崎戸馳大橋東側取付基部
も手繰網漁業	4月1日から 9月30日まで	熊本県の海面

第39条 何人も、次の表の第1欄に掲げる水系に属する同表の第2欄に掲げる河川にあつては、同表の第3欄に掲げる期間中、同表の第4欄に掲げる区域内において水産動植

物を採捕してはならない。ただし、第4条第1項第2号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可を受けた者が当該許可に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

水系	河川名	禁止期間	禁止区域
筑後川	田原川	1月1日から 12月31日まで	阿蘇郡南小国町大字満願寺長迫橋上流端から下流へ700メートルまでの内水面
	志賀瀬川		右岸阿蘇郡南小国町大字満願寺字十三部折戸橋上流端及び立岩橋上流端から下流右岸同町大字満願寺字西十三部1659番地に設置した標柱と左岸同町大字満願寺字下立岩1657番地に設置した標柱とを結んだ線までの内水面
	杖立川		九州電力株式会社杖立発電所取水えん堤上流端から上流へ60メートルまでの内水面
菊池川	迫間川	1月1日から 12月31日まで	菊池市西迫間迫間橋上流端から下流へ200メートルまでの内水面
	菊池川		右岸菊池市重味字大塘2255番地に設置した標柱と左岸同市原字下角2790番地に設置した標柱とを結んだ線から下流同市重味大場ぜき上流端までの内水面
	菊池川		九州電力株式会社菊池川第4発電所取水えん堤上流端から上流へ75メートルまでの内水面
	菊池川		右岸菊池市七城町、左岸同市七城町菰入ぜき上流端から上流へ200メートルまでの内水面
	菊池川		右岸山鹿市大道地区、左岸同市鹿本町下分田分田橋上流端から下流右岸同市方保田字本村1683番地に設置した標柱と左岸同市米田地区千田川吐合口右岸に設置した標柱とを結んだ線までの内水面
	菊池川		右岸山鹿市川辺地区岩野川(鍋田川)吐合口右岸に設置した標柱と左岸同市志々岐字牛草2005番地の2に設置した標柱とを結んだ線から下流へ300メートルまでの内水面
	合志川		熊本市北区植木町伊知坊伊知坊橋上流端から下流同市北区植木町伊知坊山城ぜき上流端までの内水面
	菊池川	1月1日から 5月31日まで	右岸玉名市月田、左岸玉名郡和水町白石ぜき上流端から上流へ120メートルまで及び同ぜき上流端から下流へ100メートルまでの内水面
白川	黒川	1月1日から 12月31日まで	阿蘇市赤水車帰橋上流端から下流九州電力株式会社黒川第1発電所取水えん堤上流端までの内水面
	白川		九州電力株式会社黒川第2発電所取水えん堤上流端から上流へ100メートルまで及び同えん堤上流端から下流へ150メートルまでの内水面
	白川		九州電力株式会社黒川第3発電所取水えん堤上流端

			から上流へ100メートルまで及び同えん堤上流端から下流へ150メートルまでの内水面
緑川	緑川	1月1日から 12月31日まで	九州電力株式会社大井早発電所取水えん堤上流端から上流へ100メートルまで及び同えん堤上流端から下流へ50メートルまでの内水面
	緑川		九州電力株式会社甲佐発電所取水えん堤上流端から上流へ100メートルまでの内水面
	緑川		右岸上益城郡甲佐町大字板谷字川平74番地の1に設置した標柱と左岸同町大字西原舟口13番地の2に設置した標柱とを結んだ線から下流へ400メートルまでの内水面
	緑川		右岸上益城郡嘉島町大字下仲間、左岸熊本市南区城南町丹生宮丹生宮ぜき上流端から上流へ100メートルまで及び同ぜき上流端から下流へ100メートルまでの内水面
	緑川		右岸上益城郡嘉島町大字上島、左岸熊本市南区城南町千町高田ぜき上流端から上流へ100メートルまで及び同ぜき上流端から下流へ100メートルまでの内水面
	緑川		熊本市南区富合町上杉三菱ケミカル株式会社熊本工場専用ぜき(杉島堰)上流端から上流へ100メートルまで及び同ぜき上流端から下流へ100メートルまでの内水面
氷川	氷川	11月1日から 11月30日まで	右岸八代郡氷川町鹿野、左岸八代市鏡町上鏡浜牟田橋上流端から下流へ400メートルまでの内水面
	氷川	1月1日から 8月31日まで	右岸八代市東陽町北字萩ノ戸2370番地の31に設置した標柱と左岸同市東陽町北字柿穴谷川吐合口左岸に設置した標柱とを結んだ線から下流右岸同市東陽町北字萩ノ戸2374番地に設置した標柱と左岸同市東陽町北字差野原3591番地に設置した標柱とを結んだ線までの内水面
球磨川	川辺川	1月1日から 12月31日まで	九州電力株式会社川辺川第1発電所取水えん堤上流端から上流へ200メートルまでの内水面
	球磨川		右岸八代市坂本町古田、左岸同市豊原上町球磨川遙拝頭首工上流端から上流へ50メートルまで及び同頭首工上流端から下流へ100メートルまでの内水面
	球磨川	1月1日から 5月31日まで	右岸八代市迎町、左岸同市高下東町球磨川ぜき上流端から上流へ30メートルまで及び同ぜき上流端から下流へ120メートルまでの内水面
	南川		八代市古城町八の字ぜき上流端から上流へ30メートルまで及び同ぜき上流端から下流へ100メートルま

			での内水面
	球磨川	11月1日から 11月30日まで	右岸八代市坂本町古田、左岸同市豊原上町球磨川遙 拝頭首工上流端から鹿児島本線球磨川鉄橋下流端ま での内水面
水俣川	湯出川	1月1日から 12月31日まで	水俣市大字湯出流合橋上流端及び湯出橋上流端から 下流同市大字湯出清音橋上流端までの内水面
	水俣川		水俣市大字市渡瀬元村釣橋頭首工下流端から下流同 市大字市渡瀬久木野川橋上流端までの内水面
	水俣川		右岸水俣市長野町325番地に設置した標柱と左岸同 町582番地の1に設置した標柱とを結んだ線から下 流右岸同市古城二丁目117番地に設置した標柱と左 岸同市長野町806番地に設置した標柱とを結んだ線 までの内水面

第40条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の右欄に掲げる区域において採捕してはならない。

水産動物	禁止期間	禁止区域
1 ちだい(全長5センチメートル以下のものに限る。)	周年	海面
2 ぶり(全長15センチメートル以下のものに限る。)	周年	海面
3 まだい(全長5センチメートル以下のものに限る。)	周年	海面
4 あゆ	12月1日から 翌年3月31日まで	海面
	1月1日から 5月31日まで	内水面
5 うなぎ(全長21センチメートル以下のものに限る。)	周年	海面及び内水面
6 ぼら(別名えぶな) (全長10センチメートル以下のものに限る。)	周年	海面及び内水面
7 こい(全長10センチメートル以下のものに限る。)	周年	内水面
8 あまご	10月1日から	内水面

	翌年2月末日まで	
9 やまめ	10月1日から 翌年2月末日まで	内水面
10 いせえび(体長(目のつけ根から尾の末端までの長さをいう。以下この表において同じ。)15センチメートルを超えるものに限る。)	5月1日から 8月20日まで	海面
11 いせえび(体長15センチメートル以下のものに限る。)	周年	海面
12 くるまえび(体長10センチメートル以下のものに限る。)	周年	海面
13 あさり(殻幅1.2センチメートル未満のものに限る。)	周年	海面
14 おおのがい(殻長4.5センチメートルを超えるものに限る。)	6月1日から 9月30日まで	海面
15 おおのがい(殻長4.5センチメートル以下のものに限る。)	周年	海面
16 たいらぎ(殻長15センチメートルを超えるものに限る。)	6月1日から 9月30日まで	海面
17 たいらぎ(殻長15センチメートル以下のものに限る。)	周年	海面
18 はまぐり(殻長3センチメートル以下のものに限る。)	周年	海面
19 あわび(殻長10センチメートルを超えるものに限る。)	11月1日から 12月20日まで	海面
20 あわび(殻長10センチメートル以下のものに限る。)	周年	海面
21 さざえ(殻蓋長径2.	周年	海面

5センチメートル以下のものに限る。)		
22 なまこ	4月1日から 9月30日まで	海面
23 まだこ(体重100グラム以下のものに限る。)	周年	海面
24 さんご類	周年	次の(1)から(22)までの点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた海面 (1) 天草市旭町と同市五和町との旧海岸線における境界点 (2) 前号の点から74度50分、2,700メートルの点 (3) 天草市五和町長崎鼻東端から102度、1,800メートルの点 (4) 天草市五和町鬼池港防波堤灯台から長崎県南島原市土平崎を見通した線と天草郡苓北町大字富岡尾越北端から天草市五和町通詞島北端を見通した線との交点 (5) 天草市五和町五通岩灯台から1度30分、500メートルの点 (6) 天草市五和町五通岩灯台から278度、3,500メートルの点 (7) 天草郡苓北町四季咲岬西端から347度30分、3,000メートルの点 (8) 天草郡苓北町四季咲岬西端から267度、1,800メートルの点 (9) 天草郡苓北町大字志岐と同町大字都呂々との海岸線における境界点から280度30分、1,800メートルの点 (10) 天草郡苓北町と天草市天草町との海岸線における境界点から308度、1,800メートルの点 (11) 天草市天草町下田鬼海ヶ浦展望台中央から恐ろし瀬頂点を見通した線の延長線上恐ろし瀬頂点から1,800メートルの点 (12) 天草市天草町大江と同市天草町高浜との海岸線における境界点から同市天草町大ヶ瀬(魚見瀬)頂点を見通した線の延長線上大ヶ瀬頂点から1,800メ

		<p>ートルの点</p> <p>(13) 天草市天草町大江手足山山頂から同市天草町小ヶ瀬頂点を見通した線の延長線上小ヶ瀬頂点から 500 メートルの点</p> <p>(14) 天草市魚貫町と同市天草町との海岸線における境界点から 300 度、1,800 メートルの点</p> <p>(15) 天草市牛深町大島灯台から同市牛深町沖の瀬頂点を見通した線の延長線上沖の瀬頂点から 900 メートルの点</p> <p>(16) 天草市牛深町大島灯台から同市牛深町片島山頂を見通した線の延長線上片島山頂から 1,100 メートルの点</p> <p>(17) 天草市牛深町砂月中神島南端から同市牛深町ガン瀬頂点を見通した線の延長線上ガン瀬頂点から 1,100 メートルの点</p> <p>(18) 天草市牛深町法ヶ島南東端から 172 度、2,000 メートルの点</p> <p>(19) 天草市久玉町戸島崩の鼻突端から 92 度 30 分、940 メートルの点</p> <p>(20) 天草市久玉町赤島北端から鹿児島県出水郡長島町北方崎鳴瀬鼻を見通した線上赤島北端から 540 メートルの点</p> <p>(21) 天草市河浦町上の島灯台から 214 度、2,000 メートルの点</p> <p>(22) 天草市深海町と同市河浦町宮野河内との海岸線における境界点</p>
--	--	--

2 第 4 条第 1 項第 1 号に掲げるもじゃこ漁業若しくは同項第 2 号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可を受けた者が当該許可に基づいて採捕する場合又は第一種共同漁業を内容とする漁業権若しくは当該漁業権に係る組合員行使権に基づいてあさりの種苗の移植のために採捕する場合は、前項の表 2 の項、5 の項及び 13 の項の規定は、適用しない。

3 第 1 項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

第 41 条 何人も、熊本市中央区出水二丁目画図湖二つ石から同市東区江津一丁目江津斉藤橋下流端までの区域内においては、竿釣(爆弾釣りを除く。)以外の漁法により、水産動植物を採捕してはならない。

(流路を遮断してなす漁法等の禁止)

第 42 条 何人も、第 39 条の表に規定する区域の上下流各 180 メートル以内の水面におい

ては、同表に定める期間中、流路を遮断してなす漁法、敷き網及び投網により水産動物を採捕してはならない。

(河口付近における採捕の制限)

第 43 条 何人も、次の表の左欄に掲げる河川の河口付近であつて同表の中欄に掲げる区域においては、12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間中、同表の右欄に掲げる漁具により水産動物を採捕してはならない。ただし、第 4 条第 1 項第 2 号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可を受けた者が当該許可に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

河川名	禁止区域	禁止漁具
菊池川	玉名市滑石境川河口左岸角と同市大浜町字末広海岸堤防北西端(旧堤防における南西角)とを結んだ線から河口までの海面	踏揚網、敷き網及び江張網(いずれも網目 15 センチメートルにつき 21 節以上のものに限る。)並びにまち網
白川	熊本市西区小島下町海岸堤防南西端と同市西区沖新町海岸堤防北西端とを結んだ線から河口までの海面	
坪井川	熊本市西区西松尾町百貫港湾用地東角と同市西区小島下町導流堤基部とを結んだ線から河口までの海面	
緑川	熊本市南区海路口町字学料総兵衛とどと宇土市住吉町海岸 2 番ひ門下流端とを結んだ線から河口までの海面	
氷川	八代郡氷川町若洲海岸堤防南東端から下流 800 メートルの点と八代市鏡町野崎海岸堤防北端とを結んだ線から河口までの海面	
前川 南川	八代市郡築一番町白島東端と同市北原町竜神社西端とを結んだ線から河口までの海面	
球磨川	八代市鼠蔵町添築竜神社南西端と同市水島町球磨川左岸堤防北西端とを結んだ線から河口までの海面	
水俣川	水俣市大崎鼻と同市水俣川左岸堤防北端とを結んだ線から河口までの海面	

2 何人も、次の表の左欄に掲げる河川の河口付近であつて同表の中欄に掲げる区域においては、12 月 1 日から翌年 5 月 31 日までの期間中、同表の右欄に掲げる漁具により、水産動物を採捕してはならない。ただし、第 4 条第 1 項第 2 号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可を受けた者が当該許可に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

河川名	禁止区域	禁止漁具
菊池川	玉名市大浜橋下流端から河口までの内水面	敷き網及び張網(網目の大きさが 15 センチメートルにつき 21 節以上のものに限る。)
緑川	熊本市南区川口町平木橋下流端から河口までの内水面	
氷川	八代郡氷川町浜牟田橋下流端から河口までの内水面	
前川	八代市夕葉町白鷺橋下流端から河口までの内水面	
南川	球磨川本流との分派点から河口までの内水面	
球磨川	八代市高下西町夕葉橋下流端から河口までの内水面	
水俣川	水俣市天神町水俣橋下流端から河口までの内水面	

(落のりの採取の制限)

第 44 条 漁業権に基づくのりひび建養殖業のひびの周囲 20 メートル以内の区域においては、当該漁業権に基づいて当該漁業を営む者又はその従事者でなければ、落のりを採取してはならない。

(火船の数の制限)

第 45 条 次の表の左欄に掲げる漁業につき火船を使用できる数は、1 統につき、それぞれ同表の右欄に掲げる隻数の範囲内でなければならない。

漁業の種類	火船の数の範囲
まき網漁業	2 隻以下
敷き網漁業	2 隻以下
地びき網漁業	1 隻

(電気設備の制限)

第 46 条 次の表の左欄に掲げる漁業に使用する漁船には、同表の中欄に掲げる区域において、一の漁船につき、それぞれ同表の右欄に掲げる範囲を超えて電気設備を設置してはならない。

漁業の種類	区域	総設備容量の範囲
一本釣り漁業	天草有明海 及び不知火海	集魚灯に使用する発電機 3 キロワット以下 電球 2 キロワット以下
	天草海	集魚灯に使用する発電機 12 キロワット以下 電球 10 キロワット以下

(^{さく}溯河魚類の通路を遮断して行う水産動物の採捕の制限)

第 47 条 ^{さく}溯河魚類の通路を遮断する漁具又は漁法によって水産動物の採捕を行う場合には、河川流幅の 5 分の 1 以上の魚道を開通しなければならない。

(遊漁者等の漁具漁法の制限)

第 48 条 何人も、海面において、次に掲げる漁具又は漁法(火光利用を除く。)以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- (1) 竿釣及び手釣
- (2) たも網、さ手網及びざるすくい(歩行押網(別名江突網)を除く。)
- (3) 投網(船を使用しないものに限る。)
- (4) やす、は具
- (5) 徒手採捕

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- (1) 漁業者が漁業を営む場合
- (2) 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合
- (3) 試験研究のために水産動植物を採捕する場合

(有害物質の遺棄漏せつの禁止)

第 49 条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。

- 2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。
- 3 前項の規定は、水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)の適用を受ける者については、適用しない。

(漁場内の岩礁破碎等の許可)

第 50 条 海面のうち漁業権の存する漁場内において岩礁を破碎し、又は砂れき若しくは岩石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添え、知事に提出しなければならない。
 - (1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所所在地)
 - (2) 目的
 - (3) 免許番号
 - (4) 区域
 - (5) 期間
 - (6) 補償の措置
 - (7) その他参考となるべき事項
- 3 知事は、第 1 項の規定により許可をするに当たり、条件を付けることができる。

(つきいその設置の承認)

第 51 条 つきいそを設置しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定により承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
 - (1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所所在地)
 - (2) 目的
 - (3) 設置する場所
 - (4) 設置物の規模及び数量
 - (5) 設置開始年月日
 - (6) 設置完了予定年月日
 - (7) その他参考事項
- 3 第 8 条第 2 項の規定は、前項の申請に準用する。
- 4 知事は、第 1 項の規定により承認をするにあたり、条件を付けることができる。

(砂れきの採取禁止)

第 52 条 次に掲げる区域内においては、9 月 16 日から 11 月 30 日までの期間中、砂れきを採取し、又は除去してはならない。

- (1) 球磨川では、右岸八代市坂本町藤本発電所旧荒瀬ダムえん堤下流端から本川同市植柳橋上流端まで及び球磨川派川同市旧前川ぜき下流端から同市新前川橋上流端までの内水面
- (2) 緑川では、上益城郡甲佐町大字田口田口橋下流端から熊本市南区城南町丹生宮丹生宮ぜき上流端までの内水面
- (3) 菊池川では、山鹿市山鹿大橋上流端から玉名市寺田水門上流端から 329 度の線までの内水面

2 前項の規定は、次に掲げる場合においては、適用しない。

- (1) 河川工事、砂防工事、地すべり防止工事及び海岸保全施設に関する工事(災害復旧事業としてこれらの工事を行うものを含む。)による場合
- (2) 河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 7 条に規定する河川管理者、砂防法(明治 30 年法律第 29 号)第 5 条に規定する都道府県知事若しくは同法第 6 条に規定する国土交通大臣又は地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)第 7 条に規定する都道府県知事が知事に協議し、その結果に基づき、河川法等の許可等がされた場合

(試験研究等の適用除外)

第 53 条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗(種卵を含む。次項第 5 号において同じ。)の供給(自給を含む。)(以下この条において「試験研究等」という。)のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所所在地)
- (2) 目的
- (3) 適用除外の許可を必要とする事項
- (4) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数、推進機関の種類及び馬力数並びに所有者名
- (5) 採捕しようとする水産動植物の種類及び数量(種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量)
- (6) 採捕の期間及び区域
- (7) 使用する漁具及び漁法
- (8) 採捕に従事する者の氏名及び住所

- 3 知事は、第1項の許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。
 - (1) 許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 適用除外の事項
 - (3) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
 - (4) 採捕する水産動植物の種類及び数量
 - (5) 採捕の期間及び区域
 - (6) 使用する漁具及び漁法
 - (7) 採捕に従事する者の氏名及び住所
 - (8) 許可の有効期間
 - (9) 条件
 - 4 知事は、第1項の許可をするに当たり、条件を付けることができる。
 - 5 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その結果を知事に報告しなければならない。
 - 6 第1項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。
 - 7 第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第3項中「交付する。」とあるのは「書き換えて交付する。」と読み替えるものとする。
 - 8 第25条の規定は、第1項又は第7項の規定により許可を受けた者について準用する。
(特別養殖の承認)
- 第54条 試験研究のため養殖をしようとする者は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
 - (1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 目的
 - (3) 養殖しようとする水産動植物の種類、大きさ及び数量
 - (4) 養殖に係る場所及び面積
 - (5) 養殖期間
 - (6) 養殖の方法及び規模
 - (7) 承認期間
 - (8) その他参考となるべき事項
 - 3 知事は、第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した承認証を交付する。
 - (1) 承認を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

- (2) 水産動植物の種類
 - (3) 養殖に係る場所及び面積
 - (4) 養殖期間
 - (5) 養殖方法
 - (6) 承認期間
 - (7) 条件
- 4 第1項の承認については、前条第4項から第7項までの規定を準用する。この場合において、同条第4項、第5項及び第6項中「許可」とあるのは「承認」と、第6項中「許可証」とあるのは「承認証」と読み替えるものとする。

第4章 漁業の取締り

(停泊命令等)

第55条 知事は、漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるとき(法第27条及び法第34条に規定する場合を除く。)は、法第131条第1項の規定に基づき、当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。

- 2 知事は、前項の規定による処分(法第25条第1項の規定に違反する行為に係るものを除く。)をしようとするときは、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 3 第1項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(操業責任者の乗組み禁止命令)

第56条 知事は、第4条第1項の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるときは、当該行為をした者が使用する船舶の操業責任者に対し、当該違反に係る漁業に使用する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することができる。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(衛星船位測定送信機等の備付け命令)

第57条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、第4条第1項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機(人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であって、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。)を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。

- (1) 当該許可を受けた船舶の位置を自動的に測定及び記録できるものであること。

(2) 次に掲げる情報を自動的に送信できるものであること。

ア 当該船舶を特定することができる情報

イ 当該船舶の位置を示す情報並びに当該位置における日付及び時刻

(3) 前号に掲げる情報の改変を防止するための措置が講じられているものであること。

(停船命令)

第 58 条 漁業監督吏員は、法第 128 条第 3 項の規定による検査又は質問をするため必要があるときは、操船又は漁ろうを指揮監督する者に対し、停船を命ずることができる。

2 前項の規定による停船命令は、法第 128 条第 3 項の規定による検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号その他の適切な手段により行うものとする。

(1) 別記第 2 号様式による信号旗 L を掲げること。

(2) サイレン、汽笛その他の音響信号により L の信号(短音 1 回、長音 1 回、短音 2 回)を約 7 秒の間隔を置いて連続して行うこと。

(3) 投光器により L の信号(短光 1 回、長光 1 回、短光 2 回)を約 7 秒の間隔を置いて連続して行うこと。

3 前項において「長音」又は「長光」とは、約 3 秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約 1 秒間継続する吹鳴又は投光をいう。

第 5 章 雑則

(漁場又は漁具等の標識の設置に係る届出)

第 59 条 法第 122 条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、遅滞なく、その命じられた方法により当該標識を建設し、又は設置し、その旨を知事に届け出なければならない。

(標識の書換え又は再設置等)

第 60 条 前条の標識の記載事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなったとき、又は当該標識を亡失し、若しくは毀損したときは、遅滞なくこれを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。

(定置漁業等の漁具の標識)

第 61 条 定置漁業その他知事が必要と認め、別に定める漁業を営む者は、漁具の敷設中、昼間にあつては別記第 3 号様式による漁具の標識を当該漁具の見やすい場所に水面上 1.5 メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明による漁具の標識を当該漁具に設置しなければならない。

2 知事は、前項の漁業を定めたときは、公示する。

(はえ縄漁業及び流し網漁業の漁具の標識)

第 62 条 知事が別に定めるはえ縄漁業及び流し網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上 1.5 メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄の中間に 300 メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、

当該ボンデンに2キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

- 2 知事は、前項の漁業を定めたときは、公示する。
- 3 第1項の漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

(内水面漁場管理委員会)

第63条 内水面漁場管理委員会は、内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。

- 2 この規則の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。

(添付書類の省略)

第64条 この規則の規定により同時に2以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。

- 2 前項に規定する場合のほか、知事は、特に必要がないと認めるときは、この規則の規定により申請書その他の書類に添付することとされている書類の添付を省略させることができる。

第6章 罰則

第65条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- (1) 第33条第1項、第34条から第39条まで、第40条第1項若しくは第3項、第41条、第43条、第45条から第47条まで、第49条第1項、第50条第1項又は第52条第1項の規定に違反した者
 - (2) 第33条第13項において準用する第13条第1項若しくは第2項又は第50条第3項の規定により付けた条件に違反した者
 - (3) 第23条第1項(第33条第13項において準用する場合を含む。)、第33条第13項において準用する第22条第2項、第49条第2項又は第56条第1項の規定に基づく命令に違反した者
- 2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第66条 第25条第1項(第53条第8項において準用する場合を含む。)、第31条、第33条第10項又は第48条第1項の規定に違反した者は、科料に処する。

第 67 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第 65 条第 1 項又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

第 68 条 第 17 条第 2 項、第 19 条第 2 項、第 25 条第 3 項(第 53 条第 8 項において準用する場合を含む。)、第 26 条から第 28 条まで、第 30 条第 1 項若しくは第 2 項(これらの規定を第 33 条第 13 項において準用する場合を含む。)、第 33 条第 12 項、第 44 条又は第 53 条第 5 項の規定に違反した者は、5 万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 1 項(第 2 号に掲げるうなぎ稚魚漁業に係る部分に限る。)の規定は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。

(熊本県内水面漁業調整規則の廃止)

2 熊本県内水面漁業調整規則(平成 7 年熊本県規則第 29 号)は、廃止する。

(経過措置)

3 漁業法等の一部を改正する等の法律(平成 30 年法律第 95 号。以下「改正法」という。)附則第 8 条第 1 項の規定により改正法第 1 条の規定による改正後の漁業法第 57 条第 1 項の許可を受けたものとみなされる者については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、改正前の熊本県漁業調整規則(以下「旧規則」という。)第 40 条(えびかき漁業及びも手繰網漁業に係る部分を除く。)、第 41 条及び第 44 条(一本釣り漁業に係る部分を除く。)の規定は、なおその効力を有する。

4 改正法附則第 29 条の規定により改正後の熊本県漁業調整規則第 53 条第 1 項の規定によってしたものとみなされる旧規則第 48 条第 1 項及び附則第 2 項の規定による廃止前の熊本県内水面漁業調整規則(以下「旧内水面規則」という。)第 36 条第 1 項の規定によってした許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、旧規則第 48 条第 6 項及び旧内水面規則第 36 条第 5 項の規定により読み替えて準用する旧内水面規則第 14 条の規定は、なおその効力を有する。

(罰則に関する経過措置)

5 この規則の施行の日前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの規則の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表(第 35 条関係)

名 称	区 域
天草海	有明海及び不知火海を除く熊本県の海面
天草有明海	上天草市大矢野町三角灯台と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線及び大瀬戸の中央点から長崎県島原市眉山山頂を見通した線以西の有明海
不知火海	次の各号に掲げる直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 天草市本渡町染岳山頂から同市志柿町高松山三角点(124.65メートル)に至る直線 2 天草市有明町大浦恵比須鼻から上天草市大矢野町大矢野岳山頂に至る直線 3 上天草市大矢野町三角灯台から宇城市三角町中神島を経て同町三角岳山頂に至る直線 4 熊本県と鹿児島県との海岸線における境界点から同県出水郡長島町クエン崎に至る直線 5 鹿児島県出水郡長島町北方崎鳴瀬鼻から天草市久玉町早崎に至る直線
有明海	次の各号に掲げる直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 長崎県南島原市口之津町瀬詰崎(早崎鼻)から天草市五和町天神山山頂に至る直線 2 天草市本渡町染岳山頂から同市志柿町高松山三角点(124.65メートル)に至る直線 3 天草市有明町大浦恵比須鼻から上天草市大矢野町大矢野岳山頂に至る直線 4 上天草市大矢野町三角灯台から宇城市三角町中神島を経て同町三角岳山頂に至る直線

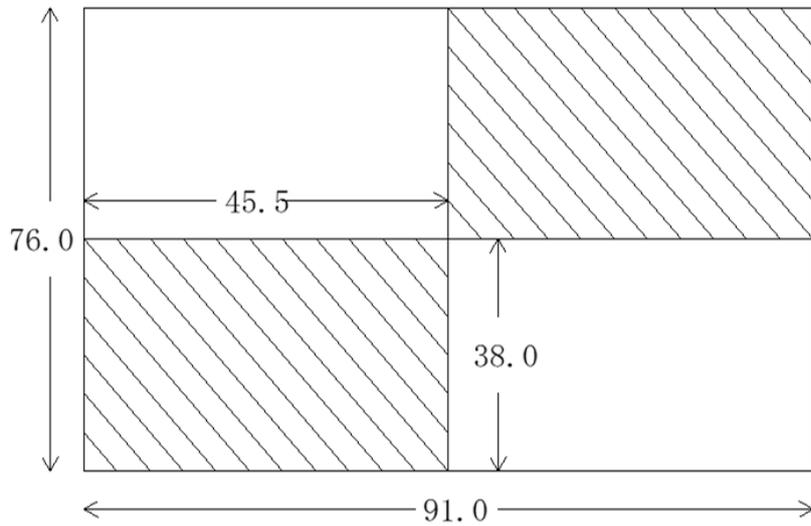
別記第1号様式(第31条関係)

漁業の種類	様式
小型機船底びき網漁業のうち打瀬網漁業	クマ打 1 2 3
小型機船底びき網漁業のうち自家用餌料びき網漁業	クマ自 1 2 3
小型機船底びき網漁業のうち手繰第三種漁業(第一種共同漁業のうち内容となり得る水産動物の採捕を目的とするものに限る。)	クマ手 1 2 3
上記以外の小型機船底びき網漁業	クマ 1 2 3
吾智網漁業	クマ吾 1 2 3

(備考)

各文字及び数字の大きさは8センチメートル以上、太さは2センチメートル以上、間隔は2.5センチメートル以上とし、その各文字を太さ2センチメートル以上の枠をもって囲むものとする。

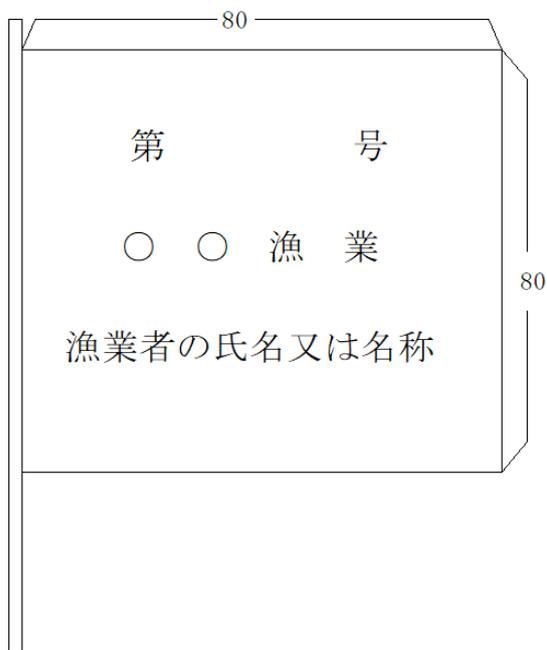
別記第 2 号様式(第 58 条関係)



備考

- 1 斜線の部分は黒であり、その他の部分は黄である。
- 2 この旗は、国際海事機関の採択した国際信号書に掲載の「L」旗(あなたは、すぐ停船されたい。)である。
- 3 数字は、センチメートルを示す。

別記第 3 号様式(第 61 条関係)



備考

- 1 標識は、赤色の布地である。
- 2 数字は、センチメートルを示す。